

さいたま市土木工事実務要覧（平成 30 年 4 月） 正 誤 表

○さいたま市土木工事実務要覧（平成 30 年 4 月） 1 / 2 P.263 第 3 編 土木工事共通編 第 2 章 一般施工 第 6 節 一般舗装工 3-2-6-7 アスファルト舗装工

正
<p>することができる。</p> <p>(9) 混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については本条第 4 項 (5) ~ (10) 号による。</p> <p>(10) 受注者は、施工にあたってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(12) アスファルト基層工及び表層工の施工にあたって、プライムコート及びタックコートの使用量は、設計図書によるものとする。</p> <p>(13) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジン Spreyer で均一に散布しなければならない。</p> <p>(14) 受注者は、プライムコートを施工後、交通に開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。</p> <p>(15) 受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。</p> <p>(16) 混合物の敷均しは、本条 4 項 (11) ~ (13) 号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は 7 cm 以下とするものとする。</p> <p>(17) 混合物の締固めは、本条 4 項 (14) ~ (16) 号によるものとする。</p> <p>(18) 継目の施工は、本条 4 項 (17) ~ (20) 号によるものとする。</p> <p>(19) アスカーブの施工は、本条 5 項によるものとする。</p> <p>6. 交通開放時の舗装表面温度 受注者は、監督職員の指示による場合を除き、舗装表面温度が 50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。</p> <p>3-2-6-8 半たわみ性舗装工</p> <p>1. 改質アスファルト 受注者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、別に定める土木材料規格の瀝青材料に規定するセミブローンアスファルト (AC-100) と同等品以上を使用しなければならない。</p> <p>2. 半たわみ性舗装工の施工 半たわみ性舗装工の施工については、3-2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。</p> <p>3. 浸透性ミルクの使用量 受注者は、半たわみ性舗装工の浸透性ミルクの使用量は、設計図書によらなければならない。</p> <p>4. 適用規定 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第 9 章 9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）の規定、「舗装施工便覧</p>

誤
<p>することができる。</p> <p>(9) 混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については本条第 4 項 (5) ~ (10) 号による。</p> <p>(10) 受注者は、施工にあたってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(12) アスファルト基層工及び表層工の施工にあたって、プライムコート及びタックコートの使用量は、設計図書によるものとする。</p> <p>(13) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジン Spreyer で均一に散布しなければならない。</p> <p>(14) 受注者は、プライムコートを施工後、交通に開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。</p> <p>(15) 受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。</p> <p>(16) 混合物の敷均しは、本条 4 項 (15) ~ (17) 号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は 7 cm 以下とするものとする。</p> <p>(17) 混合物の締固めは、本条 4 項 (18) ~ (20) 号によるものとする。</p> <p>(18) 継目の施工は、本条 4 項 (21) ~ (24) 号によるものとする。</p> <p>(19) アスカーブの施工は、本条 5 項によるものとする。</p> <p>6. 交通開放時の舗装表面温度 受注者は、監督職員の指示による場合を除き、舗装表面温度が 50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。</p> <p>3-2-6-8 半たわみ性舗装工</p> <p>1. 改質アスファルト 受注者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、別に定める土木材料規格の瀝青材料に規定するセミブローンアスファルト (AC-100) と同等品以上を使用しなければならない。</p> <p>2. 半たわみ性舗装工の施工 半たわみ性舗装工の施工については、3-2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。</p> <p>3. 浸透性ミルクの使用量 受注者は、半たわみ性舗装工の浸透性ミルクの使用量は、設計図書によらなければならない。</p> <p>4. 適用規定 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第 9 章 9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）の規定、「舗装施工便覧</p>